

# 柏市外部公益通報に関する要領

制定 令和4年 6月 1日

施行 令和4年10月 1日

## 1 趣旨

この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部公益通報に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項に該当するものをいう。
- (2) 外部公益通報 労働者等が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (3) 所管課 市の機関のうち、通報対象事実についての処分等に係る事務を所管する課（議会を除く。）をいう。

## 3 総括通報責任者及び通報相談窓口

- (1) 市に対してなされる外部公益通報への対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を置き、広報部長をもって充てる。
- (2) 外部公益通報への円滑な対応を図るため、広報部広報広聴課に通報相談受付のための窓口（以下「通報相談窓口」という。）を置く。
- (3) 外部公益通報に関連する相談を受けたときは、所管課を案内する。

## 4 外部公益通報の受付

所管課は、外部公益通報と認められる通報を受け付けたときは、通報をした者（以下「通報者」という。）の秘密保持に配慮のうえ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実の内容を聴取する。

## 5 受理・不受理の通知

- (1) 所管課は、4により受け付けた通報を外部公益通報として受理するか否かを遅滞なく決定し、その受理又は不受理について、外部公益通報調査受理（不受理）通知書により通報者に通知しなければならない。
- (2) 所管課は、受け付けた外部公益通報と認められる通報が、市の機関が処分又は勧告等を行う権限を有しないものであるときは、通報者に対し、処分又は勧告を行う権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならない。

## 6 調査の実施等

- (1) 所管課は、受け付けた外部公益通報と認められる通報が、市の機関が処分等の権限を有するものであるときは、通報者の秘密保持に配慮のうえ、速やかに、通報対象事実についての調査を行うとともに、調査の実施、結果の通知方法等について、通報者に連絡するものとする。
- (2) 所管課の職員のうち通報対象事実に関して特別の利害関係を有するものは、当該通報対象事実についての調査に関与することができない。
- (3) 所管課は、調査対象者その他の利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮のうえ、適宜、通報者に6（1）の調査の進捗状況を報告するものとする。

## 7 調査結果の通知等

- (1) 所管課は、6（1）の調査が終了したときは、速やかに、その結果を外部公益通報調査結果通知書により通報者に通知するものとする。
- (2) 所管課は、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。
- (3) 所管課は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容を外部公益通報是正措置通知書により通報者に通知しなければならない。

## 8 対応結果の報告

所管課は、外部公益通報への対応を完了したときは、通報相談窓口に外部公益通報結果報告書を提出するものとする。

## 9 協力及び連携

- (1) 市の機関は、市の機関以外の行政機関が実施する外部公益通報に基づく調査に対する協力の要請があったときは、正当な理由がある場合を除いては、当該要請に応じ、必要な協力を行うものとする。
- (2) 複数の市の機関が関与する外部公益通報については、当該市の機関が連携して調査を行い、措置を講ずることにより、相互に協力して対応を行うものとする。

#### 1 0 情報の保護等

- (1) 通報相談窓口及び所管課は、通報者に関する情報、調査により取得した調査対象者その他の利害関係人に関する情報等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (2) 通報相談窓口及び所管課は、外部公益通報への対応のために作成し、又は取得した文書については、柏市公文書管理規程（平成12年訓令第6号）に基づき、適正に管理しなければならない。

#### 1 1 外部公益通報以外の通報

- (1) 通報相談窓口は、外部公益通報以外の通報相談があったときは、必要に応じ、所管課に情報提供を行うものとする。
- (2) 所管課は、前項の通報相談が事業者の法令遵守の観点から外部公益通報に準ずると認めるときは、4から10までに準じ、当該通報相談を処理するものとする。

#### 1 2 その他

この要領に定めるもののほか外部公益通報に関する通報への対応に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和4年6月1日に遡って適用する。

##### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。